

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定により意見が述べられましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十七年十月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）東生駒商業施設

所在地 生駒市東生駒二丁目二〇七番九ほか一〇筆

二 述べられた意見の概要

シャトレーゼ東生駒店

県道大阪枚岡奈良線 出入口・中央分離ポストコーン設置案について

計画地北側で店舗（シャトレーゼ）を営んでいるが、計画によると当店南側の県道に車の出入口、中央にポストコーンの設置が計画されている。

また、本位置にポストコーンが設置されると、当店来客者の出入り、特に西方面に出られなくなる為、南側進入路の拡幅、出入口の位置の移動、中央のポストコーンの撤去を含め、計画の善処方を要求します。

併せて、近隣店舗等への計画説明をいただきますようお願いいたします。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

平成二十七年十月九日から同年十一月九日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで